

機関番号：24506

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2008～2010

課題番号：20530745

研究課題名（和文） 戦前期日本の教育政策過程に関する実証的研究-地方の政策参画過程の
解明と分析-研究課題名（英文） An empirical study on the formative process of educational policy
before the Second World War in Japan.

研究代表者

柏木 敦 (KASHIWAGI ATSUSHI)

兵庫県立大学・経済学部・准教授

研究者番号：00297756

研究成果の概要（和文）：本研究は（1）太平洋戦前期における地方長官会議関係資料の収集・分析を行う、（2）中央と地方との相互作用による政策（徳に教育政策）決定のプロセスを解明する、という2点を主な目的として進めた。その結果3年間の研究により、アジア太平洋戦前・戦後にかけて、のべ112(113)回開催された地方長官会議の関係資料を、帝国憲法体制が発足した1890(明治23)年以降分(およそ96回分)に関して、全体の7割以上にあたる74回分の史料収集ならびに所在確認を行うことが出来た。

研究成果の概要（英文）：This study proceeded through the following objectives.(1)To collect information and historical materials of the Local Governor Conference.(2)Clarify the formative process and Education Policies before the Second World War in Japan. This study clarify almost 70% of historical materials relating to Local Governor Conference.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	1,300,000	390,000	1,690,000
2009年度	800,000	240,000	1,040,000
2010年度	600,000	180,000	780,000
年度			
年度			
総計	2,700,000	810,000	3,510,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：教育学

キーワード：教育政策

1. 研究開始当初の背景

本研究の学術的背景は、第一に地方(地域)主体・創発の政策形成のあり方に国民及び地域住民の関心が集まっていたこと、第二には戦前、戦後を通じた日本教育史研究の課題として、「政策形成過程及び実施過程の研究」「政策の実施と結果、変容過程の研究」が挙げられていたこと、この二つの社会的・学術的課題に応えることであった。

なお本研究は平成17～19年度科学研究費

若手研究(B)「国民教育の編制・統合過程に関する実証的研究-地方長官会議史料の収集と検討を通して-」の継続研究にあたるものである。

2. 研究の目的

本研究は地方自治体と中央との関係を対象として、教育に関わる政策過程の分析を、

歴史的手法を以て行う。これによって地方（地域）の教育に関わる課題意識を、どのようにして中央へ伝えたか、中央の政策に対してどのように地方（地域）の主体性をアピールしていったのかという点の実態解明を行うことを目的としている。

3. 研究の方法

(1) 全国に散逸している地方長官会議関係資料の収集（閲覧・複写）。

史料収集は主にデジタルカメラによる写真撮影によって行った。デジタルカメラを用いることによって、電子式複写による史料の劣化を避けつつ史料収集を行うことができた。またデジタルカメラによる撮影は、複写確保の後、色調その他画像の補整を手元のPCで行うことが出来るため、確保した資料の読み解きなどを効率的に行うことができる。

なお史料所蔵機関等において、すでに史料のマイクロフィルム化が進められているところでは、やむを得ずマイクロフィルムから紙への複写を行った。

(2) 収集資料、基礎資料やデータの蓄積と公開。

収集した史料はデジタルデータ化し、目録化・データベース化を進めている。また研究課題に関連して、広く学界で共有が目指されるデータに関しては、兵庫県立大学経済経営研究所（現兵庫県立大学経済政策研究所）研究資料として刊行し、諸研究機関ならびに研究者に配付・閲覧の便宜を図った。

4. 研究成果

本研究は、平成17年度～平成19年度科学研究費補助金研究（若手研究（B））「国民教育の編制・統合過程に関する研究-地方長官会議資料の収集と検討を通して-」の継続研究にあたる。同研究では大分県、宮崎県、山口県、奈良県、宮城県、岐阜県、滋賀県、埼玉県、東京都の9都県にわたって調査を行った。本研究はこれらの調査の段階では発見できなかった資料、また保存状況がそれぞれに異なる資料の内容を、複数の資料を収集することによって補完することで、戦前期地方長官会議の全体像を明らかにすることを目指すものである。

(1) 地方長官会議関係資料の集積

3年の研究期間において、8県（秋田県、群馬県、神奈川県、長野県、鳥取県、徳島県、香川県、愛媛県）の歴史資料保存機関において史料調査を行った。その結果アジア太平洋

戦前・戦後にかけて、のべ112(113)回開催された地方長官会議の関係資料を、帝国憲法体制が発足した1890(明治23)年以降分（およそ96回分）に関して、全体の7割以上にあたる74回分の史料収集ならびに所在確認を行うことが出来た。

(2) 戦前期教育政策過程に関わる基礎資料の刊行

史料収集と併行して、兵庫県立大学経済経営研究所より、研究資料『自昭和元年至昭和一〇年 教育関係法令件名目録（稿）』（全469頁）、同『自一八九〇年一〇月至一九〇〇年八月 小学校令及び小学校令施行関係法令の沿革』（全260頁）を刊行し、諸研究機関、大学、研究者に配付した。

前者は国立教育研究所教育史料センター編『教育関係法令目録 明治編』（日本近代教育百年史編集資料1、1968年）、財団法人教育研究振興会編『教育関係法令目録 大正編』（教育研究振興会紀要第1集、1971年）のスタイルを踏襲した教育関係法令の件名目録であり、単なる件名目録に止めず、教育史研究者の必須レファレンスである『近代日本教育制度史料』（全35巻）、『文部時報』における法令掲載巻号数ならびに頁数を併記して、今後の研究の便宜を図った。

後者は若手研究（B）「国民教育の編制・統合過程に関する研究-地方長官会議資料の収集と検討を通して-」の際に作成した『自一九〇〇年八月至一九四〇年四月 小学校令並に小学校令施行規則の沿革』（兵庫県立大学経済経営研究所、2007年3月）、『国民学校令及び国民学校令施行規則の沿革 附・国民学校関係法令の沿革』（兵庫県立大学経済経営研究所、2007年）に続く、戦前期初等教育制度関係法令の沿革資料集である。単一の法令の変遷（沿革）を一望できることを意図し、かつ今回は関係例規も収録して、本資料集によって1890年小学校令（いわゆる第二次小学校令）が、その施行期間においてどのような改正が行われたかのみならず、どのような解釈あるいは関係法令を伴ったかということが一望できるようになった。

(3) 研究経過ならびに成果の論文化

本研究テーマに関わって、3本の研究論文を執筆した。

「地方長官会議と戦前期教育政策（1）」では本研究により収集した地方長官会議関係資料のうち、明治期（1888年から1912年まで）の資料について、所蔵機関や資料の保存状況、内容を示した。またこれまで先行研究では殆ど注目されてこなかった1898(明治

21) 年、1899 (明治 22) 年の地方長官会議について、資料紹介と内容検討を行った。この二回の会議は公的機関においてまとまった関係資料の所蔵が見いだせないのであるが、本論の考察の結果、公的機関に関連資料がまとまった形で見いだせなくとも、周辺資料によってある程度会議の概要や内容、現実化した教育制度政策との関連を窺うことができることが展望できるといえる。

「第三次小学校令の成立と実施に関する研究」では、岐阜県歴史資料館に所蔵されている 1900 (明治 33) 年の地方長官会議関係資料「明治三十三年地方長官会議ニ咨問事項付参考書」に収められた「小学校令案」、そして秋田県庁文書中に収められた、「小学校令改正案ニ対スル意見」を主な検討対象として、第三次小学校令による義務教育体制成立の過程を検証した (なお上記「小学校令案」、「小学校令改正案ニ対スル意見」とも、これまで教育史研究において本格的に検討対象とした研究は管見に入らない)。本論で行った検討によって、第三次小学校令の制定から施行に至るまで、就学督促策のあり方に関しては、内務省・枢密院を中心とした漸進主義と、一部の地方並びに文部省という厳格化主義とが、それぞれに異なった展望と方策を持っていたことが明瞭になった。

「地方長官会議と戦前期教育政策 (2) - 地方自治体制発足ならびに教育勅語公布後における地方長官の課題意識-」では、大日本帝国憲法発布、地方自治体制の発足、教育勅語発布を経た中での地方長官らの課題意識を浮き彫りにするため、1891 (明治 24) 年の地方長官会議の内容を検証した。検討対象とした資料は東京都公文書館蔵「明治二十四年 建議諸案」、「明治廿四年 地方長官会議議事筆記」である。検証の結果、この年の地方長官会議には少なくとも 20 を超える建議案が各地方から寄せられていたこと、それらの建議案は地方長官会議、その内に設けられた委員会によって取捨選択・修正され、限られた数の建議案のみが実際に建議とされたと判断されるなど、地方長官会議における合意形成過程のありようが明らかになった。また建議案文段階における内容の主体性に関しては、地方長官全体の総意というよりは、作成・提案を行った個別の府県に強くあるとあってよい。しかしながら他方で各地に残されている地方長官会議関係資料を精査すると、会議の前に府県知事同士で会議で扱う事項や内容に関し、予めやりとりをした形跡も見出すことができる。したがって初発の県議草案を作成する段階では、特定の府県の主体性が込められているとしても、その後の会議準備段階でそれぞれに共通の課題として受け止められていった可能性も指摘できる。

いずれにせよ長期にわたる地方長官会議

の実態については、長期的かつ継続的な分析が必要である。

膨大な史料の存在が明らかになったため、現段階では明治 20~30 年代における地方長官会議史料の検討に止まらざるを得なかった。上述のように関係資料は膨大なものであるし、また各地における資料公開状況に関しても調査当時から変わったところもあり、研究条件は早くも変化しているといつてよい。収集済み資料の全体的な検討を今後も継続するとともに、今後さらなる資料調査によって戦前期地方長官会議の全体像の解明を目指すことを展望したい。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 4 件)

① 柏木敦 「地方長官会議と戦前期教育政策 (2) - 地方自治体制発足ならびに教育勅語公布後における地方長官の課題意識-」『人文論集』査読無、第 46 巻、2011 年 3 月、31-54 頁。

② 柏木敦 『自一八九〇年一〇月至一九〇〇年八月 小学校令及び小学校令施行関係法令の沿革』査読無、兵庫県立大学経済経営研究所、2010 年 3 月、1-260 頁。

③ 柏木敦 「地方長官会議と戦前期教育政策 (1)」『人文論集』査読無、第 44 巻、2009 年 3 月、41-63 頁。

④ 柏木敦 『自昭和元年至昭和一〇年 教育関係法令件名目録 (稿)』査読無、兵庫県立大学経済経営研究所、2009 年 3 月、1-469 頁。

[図書] (計 1 件)

柏木敦 「第三次小学校令の成立と実施に関する研究」三上和夫・湯田拓史編『地域教育の構想』春秋社、2010 年、93-118 頁。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

柏木 敦 (KASHIWAGI ATSUSHI)
兵庫県立大学・経済学部・准教授
研究者番号：00297756